



## タブレット端末を使用した「電子サイン」運用のお知らせ

令和3年10月1日

あかぎ信用組合

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、渉外係が訪問先で現金・通帳・証書等をお預かりする際、およびお届けする際の手続きを明確化するためタブレット端末を使用した「電子サイン」の運用を開始いたします。

このため、従来、渉外係がお渡ししていた「受取書」に替えて「電子サイン」によるご確認を行っていただくことにより、お客さまにおかれまして当組合が発行していた「受取書」を保管していただく必要がなくなります。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 運用開始日 令和3年12月6日（月）
  
2. お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて
  - (1) タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にするために、お取引内容とご署名を電子的に管理いたします。
  - (2) タブレット画面にご署名（電子サイン）をいただく際には、お預かり内容について間違いがないかを画面上で必ずご確認ください。
  - (3) 定期積金の掛込におきましては、証書への領収印の押印が授受となりますので「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。
  
3. お客さまへ現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて  
「電子サイン」によりお預かり内容をご確認いただいている場合は、お届けの際にお受け取りいただくものをご確認いただき、あらためて「電子サイン」によりお客さまのご署名をいただきます。

万一、ご不明な点等がございましたら、お預かりおよびお届け内容に関する詳しいご説明をさせていただきますので、お声かけくださいますようお願い致します。

以上



copyright (c) 2000/02/01~ AKAGI SHIN-YO KUMIAI all right reserved.



This page designed by ALON corporation